

バスや鉄道で通学する人へ 公共交通機関での通学を支援



高校生などの保護者の経済的負担軽減と公共交通の利用促進のため、バスや鉄道の定期券購入費を補助します。

▼対象者

- 次の全てに該当する人
- ・町に住民登録がある人
- ・バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒などの保護者

▼申請方法

定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内の間に、ぐんま電子申請受付システムまたは企画室(④番窓口)で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら

補助の内容

同一名義の定期券購入費が
5,000～9,999円/月の場合、

1,000円/月を補助

10,000円以上/月の場合、

2,000円/月を補助

▼必要なもの

- 購入した定期券の写し
- ※領収書、クレジットカードの利用者控えは不可。
- 在学を証明する書類の写し(学生証、在学証明書などの学校名、氏名などが確認できるもの)
- 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

※窓口で申請する場合は申請書の記入と申請者(保護者)の本人確認書類が必要です。

▼注意事項

- 申請ごとに補助金を交付します。初回申請後、年間を通して自動的に交付されるものではありません。
- 回数券、現金、スクールバス利用、中学生や大学生が利用する定期券の購入費は対象になりません。

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26・2241(直通)

長寿を祝福

敬老福祉大会

長年社会に貢献してきた人たちに、感謝するとともに長寿を祝福するために、敬老福祉大会を開催します。対象となる76歳以上の人には案内状を送付します。

また、90歳到達者・金婚祝い・介護者表彰・エンゼル表彰をあわせて行います。

▼期日 9月19日(日)敬老の日

▼場所 文化センター

▼対象 次のいずれかに該当する表彰希望者は8月26日(金)

までに連絡してください。

金婚祝い 町内に在住する結婚50年以上の夫婦(昭和48年3月31日以前に結婚した人)

エンゼル表彰 令和3年8月8日～令和4年8月7日に4人目の子が生まれた親

▼連絡・問い合わせ先
町社会福祉協議会
☎54・3930



敬老と長寿をお祝い 敬老祝金

長寿をお祝いし、敬老の意を表するため、対象の年齢になる人に敬老祝金を支給しています。

▶対象

9月1日現在で1年以上町に住所があり、令和4年度中に満80・85・88・90・95・101歳以上の人

満88・90・95・101歳以上の人には祝品の支給もあります。

※対象者には、7月下旬に通知を送付しました。詳しくは通知をご覧ください。

▶問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室

☎26-2247(直通)



申請は9月中旬

紙おむつ・尿取りパッド購入助成事業

令和4年4月～9月に購入した紙おむつや尿取りパッドの費用を、申請により助成します。

- ▼対象 町在住・在宅で、常時紙おむつ・尿取りパッドを使用し、次のいずれかに該当する人
 - 65歳以上で要介護3～5の認定を受けている人
 - 3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aを保有している人
- ※施設などに入院所している人は除く
- ▼申請期間 9月1日(金)～30日(金)

▼申請に必要なもの
次のものを窓口に提出してください。

- 申請書(窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。)
- 令和4年4月1日～9月30日のレシートや領収書
- 介護保険証、身体障害者手帳または療育手帳の写し
- ※審査後、申請書で指定された口座に振り込みます。
- ▼助成上限額 1万円
- ▼問い合わせ先
介護福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)



今月の手話

「海」



片手をやや丸めて下に向け、もう一方の手の手のひらを下に向けて斜めに当たるように動かします。波が岩に当たる様子を表します。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ フリマサービスの トラブルに注意！

インターネット上で個人同士が商品などを取引できるフリーマーケット(フリマ)サービスに関するトラブルが発生しています。

トラブルの事例

- ①約3万円のイヤホンが1万円で出品されていたので購入した。使用中に雑音が入るようになりメーカーに見せたところ、偽物と判明した。出品者に返金してほしいと連絡をしても応じてもらえない。
- ②洋服を出品し、商品を発送したところ、「出品時の表示サイズと違う、キャンセルしたい」と連絡があった。希望に応じキャンセル処理をしたところ、購入者と連絡が取れなくなり、返送してもらえなくなった。

フリマサービスのここに注意！

- ①個人間取引のため、トラブルは当事者間での解決が求められることを理解しましょう。
- ②商品受取後の評価をすると取引完了となり相手との連絡が取れなくなる場合があります。必ず商品の状態をよく確認してから評価をしましょう。
- ③出品時は、規約をよく確認のうえ、説明や写真などで商品の状態がよく分かるようにしておきましょう。

不安やトラブルが生じたら、消費生活センターへ相談してください。



- 渋川市消費生活センター** ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶

